旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第１６条の３第２項の規定により公表します。

令和８年１１月１３日

旭川市長　今　津　寛　介

１　契約の名称及び概要

(1) 契約の名称　旭川市生活館緑地管理業務委託

(2) 契約の概要

ア　業務内容

敷地内樹木冬囲い及び冬囲い撤去、敷地内草刈（２回）

イ　履行期間

令和８年５月７日から令和８年１０月３１日まで

ウ　発注部局及び問合せ先

旭川市７条通９丁目　旭川市役所総合庁舎５階

旭川市福祉安心部福祉総務課

電話　０１６６－２５－６４２５

２　契約の相手方の選定基準

(1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第３７条に規定するシルバー人材センター

(2) 旭川市高年齢者就業機会提供団体名簿に登録されている業者

３　契約の相手方の決定方法

上記２により、旭川市中高齢者福祉事業団及び公益社団法人旭川市シルバー人材センターから見積書を徴取し、その見積金額が予定価格内で、最低価格の者と契約を締結する。